

事務連絡
令和5年11月16日

介護サービス施設・事業所の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課
(公 印 省 略)

業務継続計画（BCP）の策定の周知について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度の介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられ、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了となります。

当該経過措置の終了まで約5か月となったことから、未策定の事業所等につきましては、速やかに策定いただきますようお願いいたします。

また、既に策定されている事業所等につきましても、定期的に当該業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和6年1月頃に当該業務継続計画の策定状況について調査させていただく場合があることを申し添えます。

記

厚生労働省HPでは、業務継続計画作成の参考となるガイドラインや研修動画が掲載されています。

各事業所等において、業務継続計画を策定される際の参考にご活用ください。

○厚生労働省HP（業務継続計画のひな形や研修動画）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(参考)

○厚生労働省老健局広報資料

「令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>

施設整備係（BCP策定について） TEL:0742-27-8534 介護事業係（介護報酬改定について） TEL:0742-27-8532
